

# 出資証券の発行廃止について

これまで組合員の皆様から出資をして頂いた際に出資証券を発行しておりましたが、今般、出資証券の発行を廃止し、出資金残高通知書で出資金残高のご連絡を行う方式に変更することになりました。

つきましては、今後の取り扱いは下記のとおりとなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 廃止事由について

全国的な出資証券の電子化に伴う出資証券の発行廃止の流れのなか、当J Aにおいても組合員様の増資や譲渡等の手続きの簡素化、紛失等のリスク軽減をはかるため、今回出資証券を廃止することとなりました。

### 2. 実施時期について

平成27年4月1日より

### 3. 現行出資証券の扱いについて

現行発行の出資証券については平成27年3月末をもって効力は失われます。

したがって、お手元の出資証券は破棄いただきますようお願い申し上げます。

なお、出資証券を廃止しても、組合員様とJ A間の権利・義務等は何ら変わるものではありません。

※J Aの出資証券は、法律で発行を義務づけられた書類ではなく、任意に発行している証拠証券であり、それ自体は財産的価値を持つものではありません。

### 4. 出資証券廃止後の対応について

- (1) 新規のご加入があった場合に、「加入承諾書」、「出資金払込受領書」を作成し組合員様に交付することで取引内容を通知します。
- (2) 譲渡・相続時などの対応として、組合員様の依頼により「出資金残高証明書」を発行します。
- (3) 「出資配当金支払いのご案内」を「出資金配当金支払い及び出資金残高のご案内」と変更し、毎年出資配当金と併せて前年度末出資金残高の通知を行います。
- (4) 脱退時等における出資金の払い戻しは、当J Aで管理する組合員名簿に基づく出資額により行うこととし、出資証券の提示は必要ありません。

### 5. 問い合わせ先について

不明な点等ございましたら、当J A各支店までお問い合わせください。

京都丹の国農業協同組合

代表理事組合長 仲道 俊博